

序章 自然と文化に恵まれた倉敷らしい都市景観形成をめざして

序－1．倉敷市の都市景観の形成

倉敷市は、かつて、北は福山を主峰とする連山、南は児島の山に囲まれた大小の島々が点在する、瀬戸内海に面する内湾で、古くから海上交通の要衝として栄えてきました。

近世以降、高梁川の沖積作用と干拓事業により多くの島々が陸続きとなって漁村から農村へ移り変わり、明治以降は繊維産業を中心とする工業都市へ、そして戦後は水島コンビナートに代表される重化学工業都市として発展しています。

このような都市の性格が変貌する中、戦災をまぬがれた昔ながらの白壁の町家や蔵が建ち並ぶ倉敷川沿いの町並みは、日本の旧き時代の面影を伝える心のふるさととして、市民や訪れる多くの人々に親しまれ、歴史都市としての印象が広く知られています。

この歴史的な町並みは、偶然に残ったものではなく、昭和 20 年代から、市民自らが文化的な遺産として後世に残そうと提唱し、なまこ壁の土蔵や民家を活かしたまちづくりとして、行政とともに実践してきたことによってはじめて守られてきたものです。

戦後の復興から高度成長の時代のなかにあっても、歴史的な町並みの保全活動の継承によって、日本が失いつつあった伝統的な風景を地域文化として、景観としての価値を失うことのないように地道に受け継いできています。この 400 年近くの歴史を持つ町並みの景観は、地域で脈々と受け継がれている先人の意思を受けとめた市民と行政が相互に理解・協力し、不断の努力をするなかで伝統美観保存の運動として推進されています。

時代の移り変わりの中、より新しいものを取り入れ、古くからの大切な原風景を守り育て、両者を融合させていくという取組が倉敷らしさの原点であり、こうした時代の積み重ねによる倉敷市の風格ある都市景観を、市民や多くの人々が誇りに思い、次代に受け継いでいくことが大切です。

平成 16 年にわが国初めての景観に関する総合的な法律が制定されたことを契機に、倉敷市のまちづくりの根幹に、景観づくりが深く関わるものであることを再認識するとともに、豊かな自然環境のもとで守り、つくり、育まれてきた倉敷市の都市景観を、より一層美しいものへと高めていくことが必要と考えます。

したがって、倉敷市景観計画では、こうした歴史的な景観保全の活動を受け継ぎ、景観法の活用により市内全域にわたってより良い都市景観を形成するために、市民・NPO・事業者・行政がそれぞれの役割と責任をもって景観形成に取り組んでまいります。

序－２．計画改定にあたって

倉敷市では、平成 21 年 9 月に倉敷市景観計画を策定し、計画期間である概ね 10 年を迎えています。景観計画の策定以前は、主に倉敷川畔美観地区周辺に重点を置いた景観誘導施策に取り組んできましたが、景観計画の運用開始後は景観法に基づく届出制度を活用することで、市内全域を対象とした良好な都市景観の形成に取り組んできました。また、倉敷川畔からの歴史的眺望景観を保全するため、平成 2 年に制定された倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例の取組を継承しつつ、より実行力の高い取組へと発展させるため、平成 26 年 12 月に倉敷川畔美観地区周辺眺望保全地区を指定しました。

また、本市では、市内に存在する歴史文化の保全・活用を図るため、倉敷市歴史文化基本構想及び倉敷市歴史文化保存活用計画を策定し、都市景観を構成する歴史文化資源の保存・活用の方針、方策を位置づけました。さらに、平成 29 年 4 月に繊維産業と和と洋が織りなす町並みの発展の物語が、平成 30 年 5 月には、北前船の寄港地が発展する物語、桃太郎伝説から古代吉備の遺産を繋ぐ物語が、それぞれ日本遺産の認定を受け、この歴史文化を活用しながら都市景観の形成を育み、地域活性化の取組を進めてきました。

これらの取組により、倉敷市の町並みや自然の風景が 10 年前と比べて「維持できている、良くなった」と感じる市民は 7 割*にのぼるなど、その成果は着実にあがっています。

一方で、景観計画の運用開始後、社会情勢の変化も相まって、景観形成基準の適切な運用や公共施設の質の維持・向上といった景観計画の運用に係る課題や太陽光発電設備の立地といった景観形成に影響を及ぼす新たな課題が表出しています。

また、人口減少・少子高齢化などに対応するため、倉敷市都市計画マスタープランに掲げるまちづくりの目標の実現に向け、居住や医療・福祉・商業施設などがコンパクトに集積した都市構造へ転換するとともに、魅力ある拠点形成と各地域の個性を活かしたまちづくり、暮らしの賑わいや地域への誇りと愛着あるまちづくり、本市にふさわしい景観・美あふれる風格あるまちづくり、日々の生活が安心して送れ、将来に向けての展望が開けるまちづくり、主役である市民との協働により、みんなで創り育てるまちづくりを目指して、様々な取組を進めているところです。

この中で、特に、倉敷駅周辺を中心市街地においては、本市の広域拠点のみならず、高梁川流域圏の広域拠点として、高次都市機能の集積強化を図るとともに、更なる賑わいの創出や魅力ある都市景観形成などを総合的に進めていく必要があります。

このような状況を踏まえ、本市では、質の高い都市景観形成をより積極的に推進するため、これまで取り組んできた成果を継承しつつ、明確になった課題を解決し、新たな都市づくりの施策との連携を密にするため、倉敷市景観計画を改定します。

*倉敷市市民モニター制度を活用した景観に関するアンケート調査結果（平成 30 年 10 月実施）

序－3. 計画の目的と性格

(1) 目的

この倉敷市景観計画は、倉敷市がこれまで取り組んできた景観に対する取組を基に、倉敷らしい都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針、基準及び実現化方策等を明らかにし、市民・NPO・事業者・行政の協働による良好な景観の形成を実現することを目的としています。

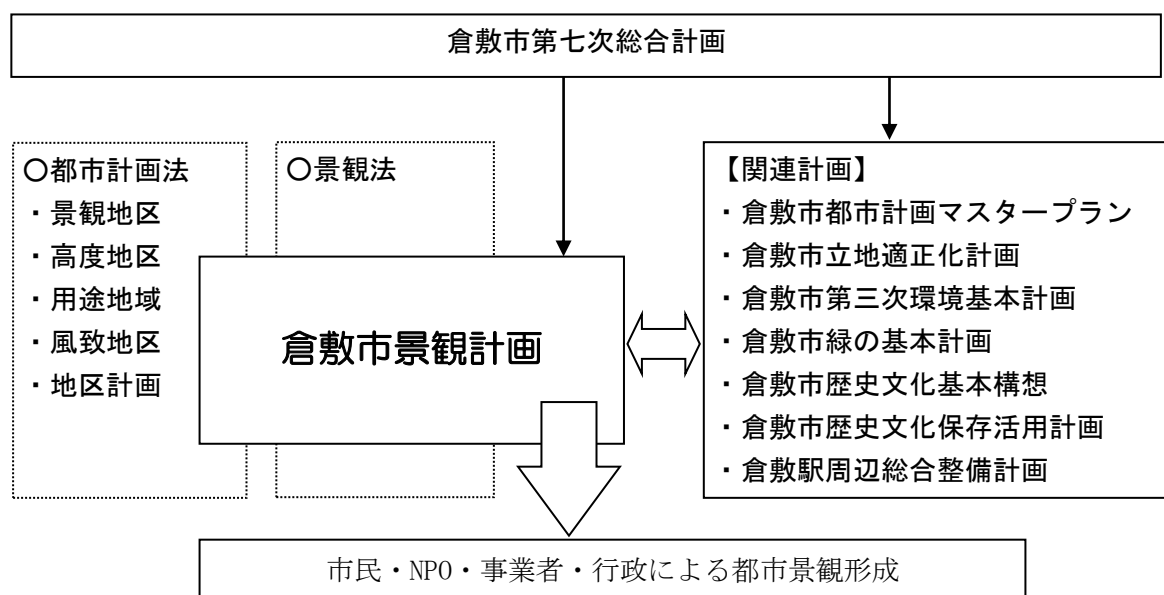
(2) 計画の位置づけ・役割

この計画は、景観法に基づく法定の計画であり、倉敷市第七次総合計画（令和3年度～12年度）に即し、都市計画マスタープラン、環境基本計画及び緑の基本計画と適合するとともに、市民憲章の理念をもとに、倉敷市の風格ある都市景観の形成に関する総合的な方策を示すものとして位置づけます。

この計画は次の2つの役割を担っています。

- ①これまで地方自治法に基づく条例で取り組んできた倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例などの取組について景観法を活用し、法律に基づく根拠を持たせます。
- ②倉敷市として景観についての総合的な計画とし、今後、市民ニーズや社会・経済状況の変化に応じて計画内容を充実させていきます。

なお、都市景観の形成の推進には、景観法、都市計画法の活用だけでなく、屋外広告物法、建築基準法、都市緑地法などの関連する様々な法律や都市計画マスタープランなどの行政計画との連携とともに、市民・NPO・事業者の方々との協働によって施策の実現に取り組めます。



(3) 計画の期間

この計画は、概ね10年を目標期間として設定します。

序-4. 景観計画の区域

本市の景観行政は、昭和43年に制定された「倉敷市伝統美観保存条例」による「倉敷川畔美観地区」の指定に始まり、昭和54年には文化財保護法に基づく「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、さらに平成2年には倉敷川畔からの歴史的眺望景観を保全するために「倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例」を制定するなど、伝統的な町並みの保全に取り組んできました。これらの倉敷川畔美観地区での取組を基に、平成21年には倉敷市景観計画を策定し、市内全域を景観計画区域と定め、積極的な都市景観の形成に取り組んでいます。

その後、平成26年には倉敷川畔美観地区周辺眺望保全地区を指定し、さらに、令和2年に倉敷市の広域的な玄関口である倉敷駅周辺地区を景観形成重点地区に指定して、地区の特性を活かした景観形成を推進していきます。

景観計画の区域

